

## 希少野生生物の国内流通管理に係る各種法令（種の保存法の制定経緯と概要）

## ■種の保存法の制定経緯等

	国際的動き	国内の動き（種の保存法関係）	国内の動き（その他）
1960年代以前	66 (S41) IUCN がレッドリストを作成	49 (S24) 外為法制定	50 (S25) 文化財保護法制定 57 (S32) 自然公園法制定 63 (S38) 鳥獣保護法制定
1970年代	72 (S47) 国連人間環境会議 73 (S48) 米国が種の保存法 (ESA) 制定 73 (S48) 日米渡り鳥等保護条約、日露渡り鳥等保護条約署名 73 (S48) ワシントン条約 (CITES) 採択 74 (S49) 日豪渡り鳥等保護協定署名	72 (S47) 特殊鳥類法制定 74 (S49) 日米渡り鳥等保護条約締結	71 (S46) 環境庁設置 72 (S47) 自然環境保全法制定 73 (S48) 動物愛護管理法制定
1980年代	81 (S56) 日中渡り鳥等保護協定署名	80 (S55) 外為法関連政令等改正 80 (S55) ワシントン条約締結 81 (S56) 日豪渡り鳥等保護協定、日中渡り鳥等保護協定締結 81 (S56) トキの人工繁殖を開始 86 (S61) 環境庁自然保護局に野生生物課設置 86 (S61) 緊急に保護を要する動植物の種の選定調査（環境庁） 87 (S62) 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制に関する法律制定 88 (S63) 日露渡り鳥等保護条約締結	84 (S59) 「環境影響評価の実施について」閣議決定 86 (S61) 山梨県高山植物の保護に関する条例制定 89 (H1) 「我が国の保護上重要な植物種の現状」刊行 (Nacs-J, WWF-J)
1990年代	92 (H4) 国連環境開発会議（地球サミット）、生物多様性条約の採択 92 (H4) ワシントン条約 COP8 の日本開催	91 (H3) 環境庁 RDB 刊行 92 (H4) 自然環境保全審議会答申「野生生物に関し緊急に講ずべき保護方策について」 <b>92 (H4) 種の保存法制定</b> 92 (H4) 希少野生動植物種保存基本方針の決定 93 (H5) 保護増殖事業計画（2 計画）の最初の告示 94 (H6) 国内希少野生動植物種(6 種)の最初の新規指定 94 (H6) 種の保存法改正（器官及び加工品の対象化） 94 (H6) 生息地等保護区（2 地区）の最初の指定	90 (H2) 熊本県希少野生動植物の保護に関する条例制定 93 (H5) 環境基本法制定 93 (H5) 希少野生動植物種保護管理事業開始（林野庁） 93 (H5) 野生水産動植物の保護に関する基本方針（水産庁） 93 (H5) 水産資源保護法施行規則の一部改正（6 種の保護動物） 95 (H7) 生物多様性国家戦略決定 95 頃～一部都道府県が地方版 RDB/RL を作成 97 (H9) 環境影響評価法制定 98 (H10) 水産庁データブック刊行
2000年代		03 種の保存法改正（譲渡規制の適正化） 06 環境省 RDB 改訂 08 トキ放鳥	00 頃～都道府県版 RDB/RL 作成や希少種条例制定の動きが拡大 02 (H14) 自然再生推進法制定 04 (H16) 外来生物法制定 05 (H17) 全都道府県が RDB/RL を作成 08 (H20) 生物多様性基本法制定
2010年代	10 (H22) 生物多様性条約 COP10 の日本開催、愛知目標の決定		10 (H22) 生物多様性国家戦略 2010 決定 10 (H22) 生物多様性地域連携促進法制定 11 (H22) 海洋生物多様性保全戦略決定

注：表中の法律名等は略称を用いている場合がある。

■種の保存法等の概要 (2011 (H23) 年 7 月現在)

(国内に生息・生育する希少種の保護)

(外国産の希少種の保護)

我が国に生息・生育する動植物 約 9 万種

地球上の野生動植物種 約 175 万種

「絶滅のおそれのある種」と「生息・生育状況解析等調査」

◎絶滅のおそれのある種の選定

選定基準

絶滅危惧Ⅰ類(ⅠA種+ⅠB種)  
絶滅危惧Ⅱ類

◎「レッドリスト (RL)」の作成 3155 種・亜種  
◎「レッドデータブック (RDB)」の作成 (保護施策の基礎資料として広く活用)

【RLの見直し】=概ね 5 年ごと  
【RDBの見直し】=概ね 10 年ごと

◎生息状況解析等調査  
(RL掲載種の生息・生育状況解析)

ワシントン条約 附属書Ⅰ 掲載種

(ワシントン条約締約国会議で決定)

+

二国間渡り鳥等保護条約 (協定) 通報種

日米条約 65 種

日豪協定 46 種

日ロ協定 23 種

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律  
(通称「種の保存法」平成 4 年 6 月制定・平成 5 年 4 月施行)

目的 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全する (法 1 条)。

希少野生動植物種の指定 (法 4 条)

国内希少野生動植物種 87 種・亜種

国際希少野生動植物種 698 種類

個体・器官等の  
取扱規制

捕獲等の禁止 (法 9 条等)

譲渡し等の禁止 (法 12 条等)  
輸出入の禁止 (法 15 条等)

特定種事業の監視 (法 30 条、法 33 条の 2 等)

生息地の保護に  
関する規制 (法 36 条  
等)

生息地等保護区 9 地区指定 (885ha)

○環境大臣指定

○環境省 (地方環境事務所) が保護管理

保護増殖事業の実  
施 (法 45 条等)

保護増殖事業計画 48 種に関する計画策定

○環境省+関係省庁が策定 (告示)

○国及び地方公共団体等が保護増殖事業を実施

出典: 環境省資料より作成

## ■ワシントン条約（CITES）の概要

### 1 名称

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（略称CITES）  
 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)

### 2 目的

野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図る。

### 3 経緯

- ・昭和50年（1975）7月発効（昭和48年（1973）3月、ワシントンにおいて採択）
- ・我が国は昭和55年（1980）に加入
- ・締約国は、175ヶ国（平成23年（2011）8月現在）

### 4 規制内容と対象動植物種

	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの
主な種	約950種類（注） （例） チンパンジー、ジャイアントパンダ、トラ、アフリカゾウ、アジアアロワナ、トキ、コウノトリ、サボテン科（一部）等	約33,100種類（注） （例） ホッキョクグマ、フラミンゴ、カメレオン、ピラルク等	約170種類（注） （例） セイウチ（カナダ）、アジアスイギュウ（ネパール）等 *国ごとに指定
規制の内容	・商業目的のための国際取引を禁止 ・学術目的（繁殖目的を含む）の取引は可能だが、輸出国、輸入国双方の政府の発行する許可書が必要	・商業目的の国際取引も可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可書が必要（附属書Ⅲの場合は指定国以外は原産地証明が必要）	
許可条件	取引及びその目的が種の存続を脅かすものでないこと	取引が種の存続を脅かすものでないこと	
	・違法に入手したものでないこと	・適切な輸送方法、収容施設（生体の場合）	

注：ここでいう「種類」には亜種等を含む。種類数は条約事務局の資料による。

### 5 留保（平成22年（2010）3月現在）

我が国の留保数 1属11種

タツノオトシゴ属

クジラ類 8種（マッコウクジラ、イワシクジラ、ナガスクジラ、ミンククジラ2種、ツチクジラ、ニタリクジラ、カワゴンドウ）

サメ類 3種（ウバザメ、ジンベイザメ、ホホジロザメ）

### 6 条約実施のための体制

- ・条約締約国は、輸出入管理を担当する管理当局及び輸出入に際して管理当局への助言等を行う科学当局を設置することとなっている。

管理当局：経済産業省（外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入規制）

農林水産省（海からの持ち込み）

科学当局：農林水産省・環境省

希少野生生物の国内流通管理に係る各種法令（全体）

法の目的 施策の アプローチ		種の保護・保全等			その他（参考）				
		希少野生生物の種の保護・保全							
流通管理等の対象		種の保存法		鳥獣保護法			文化財保護法	動物愛護管理法	
		国内希少野生動物種 (法 4 条 3 項)	特定国内希少野生動物種	国際希少野生動物植物種 (法 4 条 4 項) 〔ワシントン条約附属書 I 掲載種など(注 1)〕	許可を得て捕獲された非狩猟鳥獣	省令で定める鳥獣 (注 2)	違法に捕獲・輸入された鳥獣	天然記念物 (法 2 条)	動物 (哺乳類、鳥類、爬虫類)
国内流通の管理	生きている個体	譲渡し等の禁止(法 12 条)、陳列の禁止(法 17 条)		登録制 (法 19 条 20 条)	販売禁止 鳥獣等の販売禁止 (法 23 条 (注 3))	違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼養、譲渡し等の禁止(法 27 条)	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の許可制(法 125 条)	動物取扱業者の登録制 (法 10 条)	飼養・保管の許可制等(法 26、28 条)
	死んでいる個体	特定国内種事業の届出制 (法 30 条)	商業目的で繁殖させた個体等の登録制 (法 20 条)						
	器官、加工品		特定国際種事業の届出制 (法 33 条の 2)						
(参考) 輸出入の管理		輸出入の禁止 (法 15 条 1 項)	輸出入の承認義務 (法 15 条 2 項、外為法)		鳥獣等の輸出入の規制(法 25 条 1 項、法 26 条 1 項)		現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の許可制(法 125 条)		
罰則		★★★:法 12 条、法 15 条 1 項違反 ★★:法 20 条違反 ☆☆:法 30 条、法 33 条の 2 違反		★★★:法 25 条 1 項、法 26 条 1 項違反 ★★:法 19 条、法 20 条 1 項、同 2 項、法 23 条、法 27 条違反 ☆☆:法 20 条 3 項違反			☆125 条違反(滅失・き損等に至らない場合)	★★:法 26 条、法 28 条 ☆:法 10 条	

凡例 [-----]:必ずしも希少野生生物だけを対象としないが対象とする制度であり、その場合には流通管理に関連する。  
 ★★★1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金、★★6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金、☆☆50 万円以下の罰金、☆20/30 万円以下の罰金

注 1:国際希少野生動物植物種は、二国間渡り鳥等保護条約通報種(令別表 2 の表 1)、ワシントン条約附属書 I 掲載種(令別表 2 の表 2)からなる。  
 注 2:法 23 条、25 条、26 条の 3 つの制度が個別に省令で指定しており、同じ対象ではない。  
 注 3:現在はヤマドリ、その卵、それらを加工した食料品が指定されている(規則 22 条)。  
 注 4:本資料は、希少野生生物の国内流通に関する各種法令の内容について視覚的にイメージしやすいように作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

## 希少野生生物の国内流通管理に係る各種法令（個票）

## ■種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、平成4年6月5日法律第75号）

法律の目的	○直接の目的 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全する(法1条)				
	○高次の目的 もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する(法1条)				
法律の構成	○目的(法1条) ○希少野生動植物種等の定義(法4条)、希少野生動植物種保存基本方針(法6条) ○個体等の捕獲等、個体等の譲渡し等の規制など(法7条～33条の14) ○生息地等保護区など(法34条～44条) ○保護増殖事業(法45条～48条)				
希少野生生物の国内流通と関連する主な制度（国内希少野生動植物種関係）	○本法は、わが国に生息・生育する希少野生動植物(注1)の個体等(注2)の捕獲等を規制しているが、これに加えて国内における譲渡し等を原則として禁止している(なお輸出入も原則禁止)。 ○ただし、商業的な繁殖が可能な種(注3)の個体等については、事業を届け出れば譲渡し等が認められる。				
		制度趣旨	対象	規制	備考
	○国内希少野生動植物種の譲渡し等の禁止(法12条)	違法な捕獲の要因減殺、違法に捕獲された個体等の市場流通の抑制。	・国内希少野生動植物種の個体等 ・緊急指定種の個体等	譲渡し、譲受け、引渡し、引取りの原則禁止	・学術研究等の目的で環境大臣が許可(法13条)した場合、特定国内希少種の場合(法30条)などは例外(同1項1、2、4号等)
	○特定国内種事業の届出(法30条)	商業的繁殖が可能な種については個々の取引を規制する代わりに事業者適正管理を求める。	特定国内希少野生動植物種の個体等	環境大臣への事業の届出および取引内容について記帳を義務付け	・届出すれば譲渡し等の禁止の例外(法12条) ・遵守事項(法31条)に違反した場合には指示や業務停止処分ができる(法32条)
	○国内希少野生動植物種の陳列の禁止(法17条)	譲渡し等の前段階になる行為である陳列を禁止。	・国内希少野生動植物種の個体等 ・緊急指定種の個体等	販売又は頒布する目的での陳列の原則禁止	・陳列をしている者に対しては措置命令ができる(法18条)
	【参考】国内希少野生動植物種の輸出入の禁止(法15条1項)	個体等の無制限な海外流出の防止等。海外からの流入による国内の流通規制の困難の防止等。	国内希少野生動植物種(特定国内希少野生動植物以外)の個体等	輸出、輸入の原則禁止	・輸出は環境大臣の認定書、輸入は輸出国政府の証明書がある等すれば例外(同1項但書、令3条)。ただし、外為法の承認義務(同2項)は残る。 ・違法輸入者には返送の措置命令ができる(法16条)

注1: 国内希少野生動植物種(わが国に生息・生育し絶滅のおそれのある野生動植物の種。法4条3項、令別表1。)、緊急指定種(わが国に生息・生育する国内、国際希少野生動植物種以外の種で特に緊急に保護を図る必要があるもの。法5条1項。)

注2: 個体(卵・種子を含む)、器官、加工品。

注3: 特定国内希少野生動植物種(国内希少野生動植物種のうち商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種。法4条5項、令別表4)。

注4: 本資料は、希少野生生物の国内流通に関する各種法令について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

■種の保存法（つづき）

希少野生生物の国内流通と関連する主な制度（国際希少野生動植物種関係）	○本法は、ワシントン条約等により国際的に協力して種の保存を図るとされている希少野生動植物（注5）の個体等（注6）について、国内における譲渡し等を原則として禁止している（なお輸出入は外為法の規定により承認を受ける義務を課せられる）。 ○ただし、商業目的で繁殖させた個体等については登録すれば流通が認められる。また細分化された素材等は事業を届出れば譲渡し等が認められる。				
		<b>制度趣旨</b>	<b>対象</b>	<b>規制</b>	<b>備考</b>
	○国際希少野生動植物種の譲渡し等の禁止（法12条）	違法な輸入の要因減殺、違法に輸入された個体等の市場流通の抑制。	国際希少野生動植物種の個体等	譲渡し、譲受け、引渡し、引取りの原則禁止	・学術研究等の目的で環境大臣が許可（法13条）した場合や、政令で定める特定器官等（法33条の2）、登録を受けた個体等（法20条）などは例外（同1項3、5号等）
	○国際希少野生動植物種の個体等の登録（法20条）	ワシントン条約上も認められている商業目的で繁殖させた個体等などの流通を許容する。	国際希少野生動植物種の個体等のうち商業目的で繁殖させたもの等	環境大臣への個体等の登録を義務付け	・登録すれば譲渡し等の禁止の例外（法12条） ・登録等のためには登録要件（令4条）を満たす必要がある（注7） ・個体等の譲渡し等は登録票とともにしなければならない（法21条）
	○特定国際種事業の届出制（法33条の2）	適法に輸入された原材料器官等から得られる細分化された素材等は個々の取引を規制する代わりに事業者により適正管理を求める。	国際希少野生動植物種の器官・加工品のうち政令で定めるもの	環境大臣及び特定国際種関係大臣への事業の届出、取引内容について記帳を義務付け	・届出すれば譲渡し等の禁止の適用除外（法12条） ・遵守事項（法33条の3）に違反した場合には指示や業務停止処分ができる（法33条の4）
	○国際希少野生動植物種の陳列の禁止（法17条）	譲渡し等の前段階になる行為である陳列を禁止。	国際希少野生動植物種の個体等	販売又は頒布する目的での陳列の原則禁止	・陳列をしている者に対しては措置命令ができる（法18条）
	【参考】国際希少野生動植物種の輸出入の承認義務（法15条2項、外為法）	（外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく規制）	国際希少野生動植物種の個体等	輸出、輸入の承認制（外為法48条、同52条）	・違法輸入者には返送の措置命令ができる（法16条）

注5：国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（法4条4項）。渡り鳥等保護条約通報種（令別表2の表1）、ワシントン条約附属書I掲載種（令別表2の表2）からなる。

注6：個体（卵・種子を含む）、器官、加工品。

注7：具体的には、①わが国において繁殖させた個体等であること、②ワシントン条約適用（令別表2の第2）より前に取得された個体等であること、③関税法による輸入許可（関税法67条）を受けた個体等であって商業目的で繁殖させた個体等などであること（関税法67条による輸入許可書または輸入貿易管理令4条による輸入承認証が必要）、のいずれかが求められる（令4条各号）。

注8：本資料は、希少野生生物の国内流通に関する各種法令について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

■鳥獣保護法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、平成14年7月12日法律第88号）

法律の目的	○直接の目的 鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図る(法1条)				
	○高次の目的 もって生物多様性の確保等を通じて自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資する(法1条)				
法律の構成	○目的(法1条) ○基本指針(法3条)、鳥獣保護事業計画(法4条) ○鳥獣の捕獲等の規制(法8条～)、飼養・販売等の規制(法19条～)、鳥獣保護区(法28条～) ○狩猟の適正化(法35条～)				
希少野生生物の国内流通と関連する主な制度	○本法は、違法な鳥獣の捕獲を防止する趣旨で、鳥獣の飼養の登録制、定められた鳥獣等(注7)の販売禁止、違法捕獲鳥獣(注9)の譲渡し禁止などを定めている(定められた鳥獣については輸出入も規制されている)。 ○哺乳類と鳥類のうち定められた一部しか対象とならないが、対象が希少野生動物であった場合には関連する。				
		制度趣旨	対象	規制	備考
	○鳥獣の飼養の登録(法19条、20条)	学術研究等のために捕獲が認められた非狩猟鳥獣の移動の把握、違法捕獲の未然防止。	非狩猟鳥獣(法9条1項の許可を得て捕獲された生きた個体)	・登録制(都道府県知事) ・登録鳥獣の移動の届出制(都道府県知事)	・登録を受けないで飼養した者への措置命令ができる(法22条)
	○販売禁止鳥獣等の販売禁止(法23条)	販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣の販売の規制	省令で定める鳥獣(加工品・繁殖したものを含む)と鳥類の卵	販売の原則禁止	・学術研究等の目的で都道府県知事が許可(法24条)した場合は例外 ・現在、ヤマドリ、その卵、それらを加工した食料品が指定されている(規則22条)
	○違法捕獲鳥獣の譲渡し等の禁止(法27条)	捕獲規制の実効性を担保するため違法に捕獲された鳥獣の流通過程も規制する。	違法に捕獲等又は輸入された鳥獣(加工品等を含む)と鳥類の卵	飼養、譲渡し、譲受け、販売、加工、保管のための引渡し・引受けの禁止	
	【参考】鳥獣等の輸出の規制(法25条)	捕獲規制を真に実効あるものとするため国内流通のみならず国内外の取引も規制する	省令で定める鳥獣(加工品を含む)と鳥類の卵	輸出の原則禁止	適法捕獲等証明書が添付されれば例外
	【参考】鳥獣等の輸入の規制(法26条)	同上	同上	輸入の原則禁止	輸出国政府の証明書が添付されれば例外

注9：鳥獣のほか鳥類の卵も対象となる。鳥獣には毛皮等の加工品も含む。

注10：本資料は、希少野生生物の国内流通に関する各種法令について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

■参考 文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

法律の目的	○直接の目的 文化財を保存し、かつ、その活用を図る(法 1 条)				
	○高次の目的 もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する(法 1 条)				
法律の構成	○目的(法 1 条)、文化財の定義(法 2 条) ○有形文化財(法 27 条～)、無形文化財(法 71 条～)、民俗文化財(法 78 条～)、埋蔵文化財(法 92 条～)、史跡名勝天然記念物(法 109 条～)、重要文化的景観(法 134 条～)、伝統的建造物群保存地区(法 142 条～)				
希少野生生物の国内流通に係る検討の参考となる主な制度	○本法は、わが国にとって学術上価値の高い動物、植物、地質鉱物のうち重要なものを天然記念物として指定し(法 109 条、注 11)、その現状変更や保存に影響を及ぼす行為を許可制により規制している(法 125 条)。飼育されている天然記念物の個体を移動する場合も、現状変更等にあたりうる。 ○これらの対象となる天然記念物が希少野生動植物である場合がありうる。				
		<b>制度趣旨</b>	<b>対象</b>	<b>規制</b>	<b>備考</b>
	○現状変更等の制限(法 125 条)	(天然記念物の保存)	天然記念物	現状変更または保存に影響を及ぼす行為の許可制(文化庁長官)(注 12)	・無許可の場合等には原状回復を命ずることができる(同条 7 項)。 ・天然記念物に指定された動植物が動物園等で飼育されている場合があるが、飼育されている個体の移動は、本条の現状変更または保存に影響を及ぼす行為にあたりうる。 ・また、天然記念物に指定された動植物の輸出も本条で規制される。

注 11：天然記念物は文化財（法 2 条）の一類型として指定される。「学術上価値の高い」とは学術的知見に基づいてみた場合の規模の大小、質の優劣、類例の多寡、稀少性等と学術研究上の必要性等とを総合的に勘案しての重要性を指すものとされている（和田 1979）。

注 12：現状の変更とは、天然記念物に関し、その現状に物理的的行為の変更を加える行為をいい、保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが天然記念物の保護の見地からみて将来にわたり支障をきたす行為をいう（文化庁 2001）。地域を定めず指定された天然記念物については、個体を捕獲したり、結果的に死に至らしめたりする行為が該当し、地域指定の天然記念物については生息環境の現状を改変する行為が該当する（文化庁 2001）。

注 13：本資料は、希少野生生物の国内流通に関する各種法令について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。



■参考 動物愛護管理法（動物の愛護及び管理に関する法律、昭和48年10月1日法律第105号）

法律の目的	生命尊重及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する(法1条)				
法律の構成	○目的(法1条) ○基本指針等(法5条)、動物愛護管理推進計画(法6条) ○動物取扱業等の規制(法10条)、周辺的生活環境を保全(法25条)、動物による人の生命等に対する侵害を防止する措置(法26条～) ○都道府県等の措置等(法35条～)				
希少野生生物の国内流通に係る検討の参考となる主な制度	○本法は、動物の不適正な飼養の防止等を趣旨とするものであるが、販売業者を含む動物取扱業の登録制を定めている。当該業者が希少野生動物を販売等する場合があります。 ○また、本法は、人の生命等への侵害防止を趣旨とするものであるが、特定動物の飼養等の許可制を定めている。特定動物が希少野生動物である場合がある。				
		制度趣旨	対象	規制	備考
	○動物取扱業の登録(法10条等)	動物取扱業者によるトラブル、不適切な飼養、飼養放棄、近隣住民への迷惑等の防止など	動物(哺乳類、鳥類、爬虫類に属するもので、純粋な野生動物を含まない)	動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示等の取扱いを業(動物取扱業)として営むことの登録制(都道府県知事)	・動物の適正な取扱い確保のための基準、または飼養施設の構造等の基準に適合しない場合等には登録の取消しや、業務停止を行える(法19条)。
○特定動物の飼養・保管の許可(法26条等)、変更の許可(法28条)	動物による人の生命、身体、財産に対する侵害を防止するため、危険な動物の飼養等を規制する	特定動物(人の生命、身体、財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定めるもの)	特定動物の飼養・保管は許可制(法26条)要許可事項(施設所在地等)を変更する場合にも許可が必要(法28条)	・飼養施設の構造・規模や飼養・保管の方法が基準と合致しなくなったときには許可の取り消しができる(法29条)	

注14:本資料は、希少野生生物の国内流通に関する各種法令について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

参考資料

- 環境庁野生生物保護行政研究会編(1995)絶滅のおそれのある野生動植物種の国内取引. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律詳説.
- 鳥獣保護管理研究会(2008)鳥獣保護法の解説.
- 和田勝彦(1979)文化財保護制度概説. 児玉幸多・仲野浩編:文化財保護の実務.
- 文化庁(2001)文化財保護法五十年史.
- 動物愛護管理法令研究会編著(2006)動物愛護管理業務必携.